

平成26年4月から

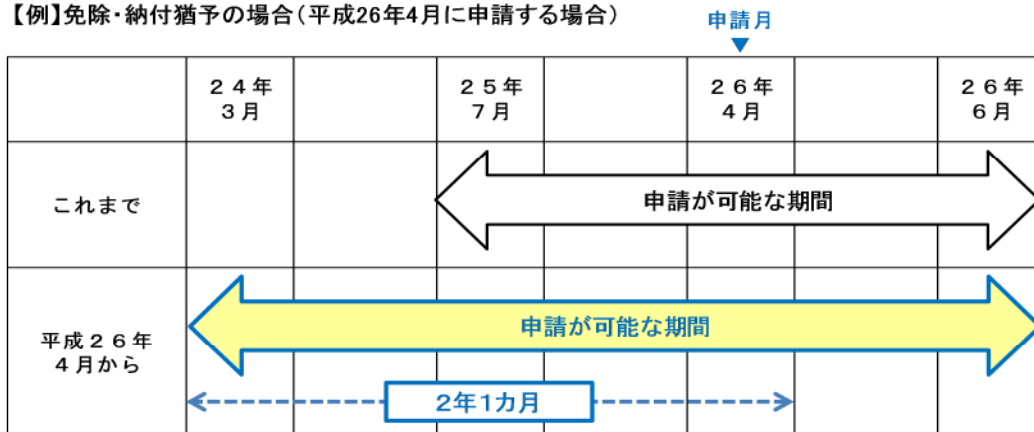
国民年金保険料の取扱いが次のとおり変わります

1. さかのぼって免除申請ができるようになります

これまで、さかのぼって免除申請ができる期間は、申請時点の直前の7月（学生納付特例は4月）まででした。

平成26年4月からは過去2年（2年1カ月前）までさかのぼって申請ができるようになります。（学生納付特例も同様です）

【例】免除・納付猶予の場合（平成26年4月に申請する場合）



《手続き》

お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所に「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」または「国民年金保険料学生納付特例申請書」を提出してください。

【ご注意ください】

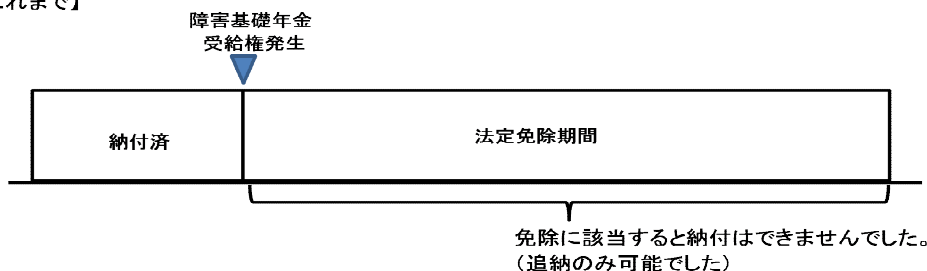
- ・免除申請が遅れると、万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。
- ・学生であった期間は、学生納付特例に限られます。
- ・免除は前年所得や失業などの状況に基づき審査を行いますので、承認されない場合があります。

2. 法定免除期間の保険料が納付できるようになります

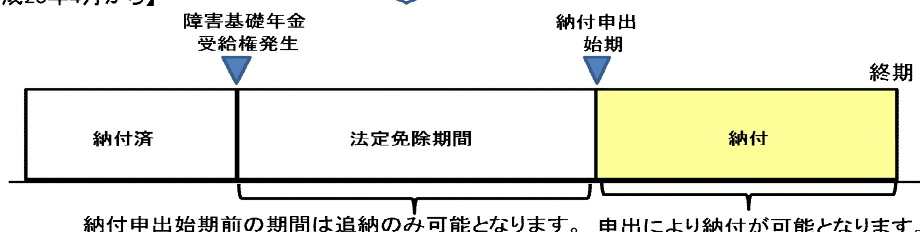
これまで、法定免除を受けている方が保険料を納めるときは、保険料の後払い（追納制度といいます。追納制度は加算金が付く場合があります）のみ可能でした。

平成26年4月からは、法定免除期間のうちご本人が申出した期間は、国民年金保険料を通常どおり納付することができるようになります。

【これまで】



【平成26年4月から】



《手続き》

お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所に「国民年金保険料免除期間納付申出書」を提出してください。

【ご注意ください】

納付申出することができる期間は、平成26年4月以降の期間です。

3. 付加保険料も2年間納付できるようになります

これまで、付加保険料は納期限（翌月末）までに納めなければ、自動的に納めることができなくなる取扱いでした。

平成26年4月からは、国民年金保険料と同様に、付加保険料も納期限から2年間納めることができるようになります。

《手続き》

現在、付加保険料を納めている方については、手続き不要です。

【ご注意ください】

- ・付加年金は申し込みをした月からの加入となります。さかのぼって加入することはできません。
- ・国民年金保険料を納めていない月は付加保険料を納めることができません。
- ・国民年金基金に加入している方は付加年金に加入することができません。